

平成 31 年 2 月 15 日

総 務 大 臣
石 田 真 敏 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成30年12月7日付け諮問第3111号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール（6か月前ルール）の変更等に係る改定）については、諮問の内容に沿って認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
接続約款の変更案に対する意見募集及び再意見募集の結果
—コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール(6か月前ルール)の変更等に係る改定—
〔意見募集期間:平成30年12月8日～翌年1月11日〕
〔再意見募集期間:平成31年1月17日～同年1月30日〕

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 計2者(法人等:1者、個人:1者)

再意見提出者 計1者(個人:1者)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者	再意見提出者
1	個人	個人
2	KDDI株式会社	

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
 ―コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール（6か月前ルール）の変更等に係る改定―

意 見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
意見 今般の改定により、適正かつ公平な仕組みとなり、また、変更後のルールの接続約款への原則明記により透明性が確保されることから、本改正案に賛同。		考え方	
<p>○ 今般の改定により、従来、設備撤去の申請から起算して約 6 か月分の利用料金相当額を一律に負担していた「6 か月前ルール」を見直し、接続事業者が工事着手可能となる日（POI 調査回答日）から、コロケーション終了日（ただし NTT 東・西の準備作業期間を除く）まで、実際の利用期間に応じて費用を負担することになるとともに、接続事業者が POI を設置してコロケーションを開始する際に工事申込日から工事完了日までの間に設置申込を撤回した場合における違約金についても、実際にコロケーションスペース等を留保する期間に応じた負担となることから、適正かつ公平な仕組みとなり、また、今般の変更後のルールが原則として接続約款に明記されることで透明性が確保されることから、本改定案に賛同いたします。</p> <p>これらの結果、接続事業者が局舎等に設置した設備を撤去する際には、早期に撤去を実施しようとするインセンティブが働き、限りあるスペース等が有効に活用されることが期待されます。</p> <p>（KDDI）</p>		<p>○ 賛同のご意見として承ります。ご指摘のとおり、今般の改定により、コロケーションリソースの公平・透明で効率的な活用が一層図られるものと考えます。</p>	無

(参考)

参 考 意 見	参 考 再 意 見	参考意見への考え方	修正の有無
<p>参考意見 「コロケーションサービス」の制度には、監督する「総務省側」にも、責任がある。総務省側も、「運用能力及び管理能力」の向上に努めるべき。</p>	<p>再意見 コロケーションスペースの確保については、インセンティブを与えるのではなく、総務省側が、企業側に対し、「ペナルティー（罰則）」等を導入するべき。古い構造の問題を、放置して来た総務省側にも、半分の責任が、有る。</p>	<p>参考意見への考え方</p>	
<p>○ 「NTT 東日本及び NTT 西日本」での接続業者が各舎等に設置した設備で、「コロケーションサービス（基地局制御におけるサーバー及び交換機の設置）」の制度には、監督する側の「総務省側（国家主権側）」にも、責任が有ると私は考えます。「総務省（官公庁）」と「財閥企業（大企業）」の癒着での既得権益で、責任問題が有ると考えます。具体的には、古い構造の設備を「回収（リカバリー）」が出来ない状態で有れば、「トラブルシューティング（修理）からのデバック（改修）」に対して、「回収（リカバリー）」の量が増える事と想定が出来れば、技術的な問題における総務省側の監督にも、「コロケーションスペース（基地局制御におけるサーバー及び交換機の設置の場所）」の制度での責任が、有ると考えます。要約すると、総務省側も、知識及び技能から来る能力を上げ、「運用能力及び管理能力」の向上に、努めるべきです。 (個人)</p>	<p>○ 「NTT 東日本及び NTT 西日本」での「コロケーションスペース（サーバーの設置の場所）」等の問題点では、「5G（第 5 世代）」における「MNO（移動体通信事業者）」の問題に関らず、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」の参入により、コロケーションスペースの確保では、期間内の撤去での「インセンティブ（目標達成）」の為では無く、MNO 及び NVNO 等が、搬入した「SIP サーバー（基地局制御サーバー）」及び「ISP サーバー（インターネットサーバー）」等の長期間の設置に対し、総務省側が、監督する事で、法令の厳格な規定を示す為に、企業側に対し、「ペナルティー（罰則）」等のを導入するべきと、私は考えます。具体的には、通信事業者における免許人の企業側が、長期間に対し、SIP サーバー及び ISP サーバーを設置し、放置する事は、問題点が、無いと思いますが、通信障害を起こし、社会に混乱を招く状態で在れば、総務省側が、企業側の通信事業者の免許人に対し、「ペナルティー（罰則）」等での法令を導入する事が、望ましいと考えます。要約すると、古い構造の問題を、放置して来た総務省側にも、半分の責任が、有ると言う事です。 (個人)</p>	<p>○ 今後の情報通信政策の参考として承ります。総務省においては、今後も継続して接続制度の適正な運用と必要な見直しに取り組んでいくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>